

標題

マーシャル諸島籍船舶の船員居住設備について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0517

発行日 2003年4月15日

各位

マーシャル諸島籍船舶の船員居住設備には ILO 条約の適用は要求されません。しかし、同国政府は ILO 条約 No. 92 及び No. 133 の適用を推奨しています。

同国政府は船員居住設備が ILO 条約 No. 92 又は同条約 No. 133 に適合していることを証明する証書を定めています。この **voluntary-base** の証書は、船主又は運航者の申込があれば、図面審査と船上検査のうえ発行されます。

適合証書の発行をご希望の場合は、弊会に申し出下されば、同国政府代行で発行いたします。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。